

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第27回／家裁第28回)

1 開催日時

平成29年5月18日(木) 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 松井英隆(委員長), 植之原邦彦, 川崎聡子, 木下慎吾, 實吉国盛,
永山一秀, 福澤純治, 牧野高志, 宮之原里佳

(家裁委員) 松井英隆(委員長), 阿部純一, 内田大介, 内山恵一, 小田裕徳, 種
村博之, 馬場竹彦, 濱島敬子, 宮寄秀典, 渡邊かおり

(五十音順)

4 議事

(1) 委員紹介

(2) テーマ

地裁委員会及び家裁委員会合同開催

「鹿児島地家裁における障害者差別解消法に基づく対応について」

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 委員長の選任

(1) 地方裁判所委員会委員長の選任

地方裁判所規則 6 条 1 項に基づき松井英隆委員が委員長に選任された。

(2) 家庭裁判所委員会委員長の選任

地方裁判所規則 6 条 1 項に基づき松井英隆委員が委員長に選任された。

2 地裁委員会及び家裁委員会合同テーマ「鹿児島地家裁における障害者差別解消法に基づく取組について」についての説明・質疑

(1) 鹿児島地家裁における障害者差別解消法に基づく取組について

ア 取組状況の概要説明

鹿児島家庭裁判所事務局総務課長 松 永 英 雄

イ 障害者配慮機器の実演

鹿児島地方裁判所刑事訟廷管理官 山 田 美 佐

(2) 質疑 (□：委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員：，◇：裁判所)

□ 鹿児島地家裁における障害者配慮の取組の状況について説明させていた
だいた上で、当庁に備え付けられている障害者配慮機器の実演などを見
ていただいた。ここで委員の方々の御意見，御感想を聞かせていただき
たい。また，委員の方々が所属されている職場あるいは組織において，
障害者に対する配慮についてどのような取組をされているのか，職員に
対する研修方法なども含めて御教示いただきたい。

○ うちの職場では本日見せていただいたようなレベルの機器は備え付け
ていない。主な配慮としては点字対応や窓口での筆談，車椅子の設置と
いったものになる。千名近くいる職員のうち，二十数名は障害者の方を
雇用しており，そういった観点からも差別といったことがないようにと
いうことについては職員にも浸透していると考えている。しかし，そう
多くはないが，実際に障害者の方が窓口に見えた時に不慣れだというこ

とはある。ただ、そのような場合であっても一方的な説明にとどまることなく、どの程度理解されているのかといったことをしっかり確認しながら会話をし、商談をするといったことを努力している。

- これまで裁判所に寄せられたクレームや対応結果などについて教えていただきたい。
- ◇ 鹿児島地家裁管内における申出で一番多いものは聴覚障害に伴う申出である。実際、直近の3件はいずれも聴覚障害を持つ方からの申出である。申出とはいうものの、実際に申出がされる態様は、法廷での審理の際に裁判官のそばによって裁判官からの質問を受けてもよいかといった質問を受けたことをきっかけに、障害者配慮機器について説明を裁判所の職員がさせていただき、その説明を踏まえて機器を利用したい旨の申出がされるといった過程を踏むことが多い。また、家裁の調停や審判においては、聴覚に障害があるので妻を調停や審判の場に同席させたいとの申出がされた例があるものの、裁判所に備え付けられた機器を利用したいといった申出や裁判所の職員に対して具体的な対応を求める申出がされたことはない。
- マニュアルは作成しているのか。
- ◇ 裁判所でマニュアルとして作成しているものはないが、本日配布させていただいた対応要領の別紙である「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」を活用している。
- ◎ 私が担当した支部の刑事の事件で被告人が聴覚障害を持っていた事例がある。接見の際には何とか話のできたので公判も大丈夫ではないかと考え、公判期日に臨んだ。しかし、被告人自身の緊張もあってのことだと思うが、法壇で裁判官が話をしても聞き取れない様子がかげえた。すると、裁判官は、その状況を理解したようで、すぐに法壇から降りて被告人のそばに寄って行き、大きな声で、「これで聞こえますか。」と尋

ねていただいて公判を進めていったという経験がある。今日教えていただいた機器を知っていれば、あらかじめお願いをして利用できたのではないかと思った。せつかく、これだけの機器を備えておられるのであれば、何らかの形で、国民の皆さんに知ってもらうよう工夫する必要があるのではないか。特に法廷をよく利用する弁護士が知っていれば、なおさら便利に使えるのではないか。今日の資料で配布されたものに裁判所のバリアフリー情報というものがあるが、障害者配慮機器についてはオープンにされていないので、これらの機器についても広く知ってもらえるよう広報してはいかがか。

弁護士会のことについても触れさせていただくと、先ほどの方がおっしゃったのと同様、弁護士会においても裁判所のような機器は備え付けていない。入口が自動ドアとなっていたり、職員が筆談に対応したり、車いすでも入ることができるトイレや上階に行くためのエレベーターの設備があるといった程度である。先ほど裁判所からの説明にもあったが、本来、法律相談は秘密に触れるケースが多いので本人だけでということが原則なのであるが、手話通訳の人の同席や、体調の関係から他人を同席させたいといった希望には応じることにしている。さらに、障害のために弁護士会まで出向いて法律相談ができないという方のための電話相談の制度や、電話では詳しい話が十分にできない、もしくは資料を提示して説明ができないといった方のために出張相談の制度も導入するなどして、弁護士のアクセスに関するバリアフリー化を行っている。弁護士会が主催して行ったシンポジウムでは、手話通訳者を手配したり、やり取りを手書きで要約筆記したものをスクリーンに映し出すといったことも行った。

- 大学においても年々障害を持った学生が増えてきている。学生支援機構のデータによると、現在、障害を持った学生は二万人を超えているということであり、大学に求められる合理的配慮というものを検討する必要がある

ると考えている。本学においても、本年度車いすを利用する学生が3名入学し、学生支援センターにおいて随時相談に乗るようにしている。本学は建物も古く、設備としては、いまだ十分とは言えない点多々あるが、予算の関係もあることから、今後、できる限りの対応を行っていきたいと考えている。その他、教員として今できること、例えばチョークの使い方であるが、視覚障害を持つ学生もいることから、色のコントラストに気を付ける、教室の表示については大きな文字を使うようにするといった配慮をしている。ところで、現在、全盲の学生が入学した場合の配慮について、学生ボランティアの募集や福祉協会といった外部の第三者を利用するといったことを検討しているところであるが、裁判所において、外部の第三者を招くようなことがあった場合に守秘義務の関係で利害が衝突するようなことはないのか。例えば、裁判員が全盲の方である場合、その方が社会福祉協会の人を招きたいということになった場合、評決の段階でもサポートの方を同席させることになると思うが、そのような場合、守秘義務の関係はどのように規定されているのか御教示いただきたい。

◇ 裁判員裁判の例ではないが、例えば審判や調停に第三者が同席する場合には守秘義務について説明し、守秘義務を履行できるか確認させていただいた上で同席させるという運用を行っている。また、他庁の例ではあるが、裁判員裁判において要約筆記を利用した際、契約書の中で守秘義務について定めるといったことを行った例があると聞いているが、次回までにその点について確認しておきたい。

□ 障害者に対する対応については各庁で検討することになるのであるが、その対応結果等は最高裁判所に提供しており、集積された情報がさらに全国の裁判所に還元されるといったことが行われている。

本日の意見を今後ぜひ活かしていきたい。

3 次回の予定

(1) 日時

平成29年11月16日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) テーマ

地裁委員会 「労働審判制度の現状について」

家裁委員会 「離婚事件を中心とした家事調停手続の現状について」

以上